

報告 14

長与町民文化ホール外壁改修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年12月 7日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

令和3年6月1日議会において議決された長与町民文化ホール外壁改修工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 長与町民文化ホール外壁改修工事
- 2 契約金額 「72,410,800円」を
「74,740,600円」に変更
- 3 契約の相手方 長崎市岩見町24番5号
山総建設株式会社
代表取締役 山口 周二
- 4 変更の理由 大雨により機械室屋上が漏水したため、同箇所の防水工事を追加及び外壁照明器具取替等を追加したことにより増額となった。

令和3年11月15日

長与町長 吉 田 慎 一

